

住民基本台帳閲覧者（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）

塩竈市市民生活部市民課

閲覧年月日	閲覧者団体（機関）名	団体代表者	閲覧受託団体名	受託団体代表者	利用目的（請求事由）の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和6年11月6日	環境省地球環境局総務課	室長 伊藤 史雄	株式会社 インテージリサーチ	社長 村上 清幸	「令和7年度家庭部門のCO2排出実態統計調査」対象者抽出のため	南錦町 60件
令和6年11月28日	日本銀行情報サービス局	局長 小牧 義弘	株式会社 日本リサーチセンター	社長 杉原 順治	「生活意識に関するアンケート調査」の対象者抽出のため	玉川2丁目～3丁目 20歳以上の男女 (平成17年1月31日以前の生年月日の方) 15件
令和7年2月13日	一般財団法人 日本宝くじ協会	理事長 山口 一久	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「宝くじに関する世論調査」実施のための対象者抽出のため	貞山通2丁目・貞山通3丁目・中の島・ 舟入1丁目 満18歳以上（平成19年3月末日まで生まれ）の日本人の男女 23件
令和7年8月6日	しおり台町内会	会長 神谷 統	—	—	町内の高齢者の福祉向上と世代間交流の促進のため75歳以上の高齢者を対象とし、案内状の送付と祝い品の配布に利用するため	塩竈市後楽町1番、2番、3番（1・2号）、12番～ 14番 昭和25年（1950年）9月15日以前 ※9月15日現在で満75歳以上の高齢者
令和7年8月14日	玉川一丁目町内会	会長 佐藤 実	—	—	町内の高齢者の福祉向上と世代間交流の促進のため70歳の高齢者を対象とし、敬老祝い金の配布と配布名簿作成に利用するため	玉川一丁目 1番～9番 (9番60～70を除く) 昭和30年1月1日～12月31日生まれ
令和7年9月3日	桜美林大学	学長 畑山 浩昭	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「若者と高齢者の共生に関する調査」実施のための対象者抽出のため	舟入2丁目 25歳～39歳（昭和60年11月1日から平成12年10月末日まで生まれ）と65歳～90歳（昭和9年11月1日から昭和35年10月末日まで生まれ）の日本人男女 17件
令和7年9月9日	宮城県塩釜保健所	宮城県塩釜保健所長	—	—	「令和7年国民健康・栄養調査に係る調査世帯名簿及び被調査者名簿」作成のため	塩竈市今宮町10番地、13番地 44件
令和7年10月1日	内閣府 孤独・孤立対策推進室	室長 成松 英範	株式会社 サーベイリサーチセンター	代表取締役 藤澤 士朗	「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」に係る対象者抽出のため	向ヶ丘、月見ヶ丘、後楽町、権現堂 50件
令和7年10月21日	独立行政法人 労働政策研究・研修機構	理事長 藤村 博之	一般社団法人 中央調査社	会長 境 克彦	「第9回労働者生活調査」の実施のための対象者抽出のため	佐浦町 20歳以上の日本人男女 (平成17年10月末日まで生まれ) 19件

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項に基づき公表するものです。

○参考 住民基本台帳法（抜粋） (国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第11条 3 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。 (個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧) 第11条の2 12 市町村長は、毎年少なくとも1回、第1項の申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）、利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。
